様式第８（第１１条関係）

令和7年度島根県電源立地地域対策交付金事業評価報告書

益　建　土　第　352　号
令 和 8 年 1 月 15 日

島根県知事　丸 山　達 也　　殿

住所　　益田市常盤町1番1号
氏名　　益田市長　山 本　浩 章
（公 印 省 略）

令和７年７月１日付け指令原第３０３号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金にかかる交付金事業の成果の評価について島根県電源立地地域対策交付金交付要綱第１１条第３項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

Ⅰ.事業評価総括表（令和7年度）

（単位:円）

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は 間接交付金事業者名	交付金事業に 要した経費	交付金充当額	備　考
1	公共施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	市道持石空港線外4路線区画線整備事業	益田市	5,060,000	5,044,000	

（備考）事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

II.事業評価個表（令和7年度）

番号	措置名	交付金事業の名称
1	公共施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	市道持石空港線外4路線区画線整備事業

交付金事業者名又は間接交付金事業者名	益田市
交付金事業実施場所	益田市高津町外地内
交付金事業の概要	本事業は市道持石空港線外4路線の道路の交通安全管理のための区画線を整備更新する事業です。 益田市が管理する市道の多くは幅員が狭く、車両同士の離合が困難であるうえ、無歩道の箇所が多い状況です。そのため、市街地の通学路などでは、朝夕の通勤通学の時間帯には、多くの車両、自転車、人が輻輳することから、登下校における危険性が指摘されている箇所があります。また、郊外においても、従前からある市道で、地形的に道路線形が悪く、見通しがきかない箇所において、車両と歩行者の接触事故等の危険性が指摘されている箇所があります。 対策として、道路交通の円滑化を図り、併せて交通の安全と事故防止のために、区画線などの交通管理施設を設けることが有効です。これにより、対車両については、車線区分、停止位置、進行方向、線形誘導などの明確化により、通行の円滑性を図ります。結果、歩行者との接触事故等の危険性を低減させるものです。 しかし、上記のような道路では、経年劣化により、元々あった区画線が消えていたり、そもそも区画線が引かれていない場合が多くあります。 本事業では、そのような歩行者が危険にさらされる市道の対策必要箇所について、安全管理のための区画線の整備更新を計画的に実施し、現在危険にさらされている交通弱者の安全確保を行い、道路の安全性と利便性の向上を図ります。 （令和7年度の実施内容） 市道持石空港線外4路線　　施工延長 L=4,490m　　区画線工延長　L=4,490m
交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策と目標	第6次益田市総合振興計画後期基本計画（令和3年度（2021年）3月） 基本目標Ⅳ:ひと・もの・情報をつなぐネットワークが整備されたまち 基本施策1 :市内外のアクセスを確保する道路網整備 ⑤:市道（街路）・農道・林道の整備 地域の生活道路は、既存の道路の維持・管理に努めるとともに、必要に応じ新設・改良を進め、日常生活の利便性の向上を図ります。 目標指標:市道改良延長 現状値（令和元年度）:511km 目標値（令和 7年度）:514km

事業開始年度	令和　7年度	事業終了（予定）年度	令和7年度
事業期間の設定理由	各路線において工事を実施し、工事完了後に供用開始出来るため。		

<table>
<tr><td rowspan="7">交付金事業の成果目標
及び成果実績</td><td>成果目標</td><td>成果指標</td><td></td><td>単位</td><td>評価年度　令和7年度</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市道のうち幅員が狭く離合が困難な箇所の解消。</td><td rowspan="3">整備が完了した区間÷整備予定区間</td><td>成果実績</td><td>%</td><td>100</td></tr>
<tr><td>目標値</td><td>%</td><td>100</td></tr>
<tr><td>達成度</td><td>%</td><td>100</td></tr>
<tr><td colspan="5">評価年度の設定理由</td></tr>
<tr><td colspan="5">市道持石空港線外4路線区画線整備工事が完了し供用が開始されるのが令和7年度であるため。</td></tr>
<tr><td colspan="5">交付金事業の定性的な成果及び評価等</td></tr>
<tr><td colspan="5">ー</td></tr>
<tr><td colspan="5">評価に係る第三者機関等の活用の有無</td></tr>
<tr><td colspan="5">無</td></tr>
</table>

交付金事業の活動指標 及び活動実績	活動指標		単位	令和7年度		
	区画線の整備延長	活動実績	m	4490		
		活動見込	m	4490		
		達成度	%	100		

交付金事業の総事業費等	令和7年度			備考
総事業費	5,060,000			総事業費5,060,000円
交付金充当額	5,044,000			
うち文部科学省分				
うち経済産業省分	5,044,000			

交付金事業の契約の概要

契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額
工事実施	指名競争入札	大畑建設(株)　(益田市)	5,060,000
計			5,060,000

交付金事業の担当課室	建設部土木課
交付金事業の評価課室	建設部土木課

（備考）（1） 事業ごとに作成すること。
（2） 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
（3） 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
（4） 交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該都道府県又は市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。
（5） 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
（6） 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。
（7） 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。
なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。
（8） 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、し、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。
なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。
（9） 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記（6）の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。
（10） 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
（11） 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
（12） 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。
（13） 交付金事業の担当課室の欄は、事業を実施した課室、交付金事業の評価課室の欄は、事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。